

項目	質問	回答
<p>第5.「利用システム」について (全般)</p>	<p>全国的に、自治体の各業務に関し、新システムへの移行（自治体標準化）が進められているかと存じますが、この影響は当事業のシステム利用時において、どのような影響が有るか、無いかをお聞きしたい。 また、有る場合は、どのような時期や手順で受託事業者が準備する必要があるのか、について見通しをお聞きしたい。</p>	<p>児童扶養手当・特別児童扶養手当に係るシステムは、令和7年度までに新システムへの移行を目指すこととされており、現在、厚生労働省において検討が進められているところ。 このため、現時点でシステム利用時にどのような影響が発生するかは不明です。 新システム移行時に受託者への影響が生じる場合は、別途受託者と協議します。</p>
<p>第5.「利用システム」について 2.各種利用システムの利用 (3) リスク対応 オ 制度改正</p>	<p>今後、システム改修によりシステムにて算定できるようになる可能性をお示し頂いているが、システムで作成できない場合は、見込んでおられる労力以上の工数（業務量）が発生すると考えます。その場合の対応について具体的にお示し頂きたい。 またシステムで作成できる場合とできない場合の工数（業務量）差をどの程度、見込んでおられるのかお聞きしたい。</p>	<p>制度改正に伴いシステム改修が必要となった場合、直ちに対応できない場合があります。この場合、原則として受託者側でリスク対応を行い、制度改正に係る業務に対応していただく必要があります。 ただし、仕様書の「第4.リスクマネジメント」の「2.リスク対応の方針」の「(6) その他」に記載の通り、制度改正等に係る業務が委託業務開始の段階では想定できないリスクと認められる場合は、必要に応じて受託者と協議し、対応を決定したいと考えています。</p>